

# 岐阜県公報

号外 (1) 令和4年7月8日

四  
次公  
示

新庁舎複合機複印業の単価契約に関する一般競争入札公取 (情報システム課)

一  
般公  
示

新庁舎複合機複印業の単価契約について、一般競争入札を行ひる。岐阜県の権限範

又は特許役務の調達手続の特例を定むる規則(平成七年岐阜県規則第百一十号)第5回の規定によるものと公取する。

令和4年7月8日

岐阜県知事 田 譲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達役務の名称及び数量

新庁舎複合機複写料の単価契約 142台

## (2) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 施行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入

札 参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間  
内に受けないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号

岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課情報シス

テム係

電話 058-272-1111（内線2278）

FAX 058-278-2596

E-mail c11120@pref.gifu.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年7月8日（金）から令和4年7月22日（金）までの毎日（県の機関の  
休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は、3の(1)まで申し出ること。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、3の(3)のイの提出期限までに別に定める競争入札参加資格  
確認申請書に当該申請書において定める書類等を添付した上で、3の(1)まで持參  
し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年8月2日（火）午後5時（必着）  
期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格  
がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年8月8日（月）までに通知する。  
(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年8月19日（金）午前10時（入札を郵便又は民間事業者によ  
る信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事  
業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）  
で行う場合は、令和4年8月18日（木）午後5時までに3の(1)に必着

のこと。）

イ 場 所 岐阜市薮田南五丁目14番12号

岐阜県シンクタンク庁舎3階入札室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場  
合には、入札前に委任状を提出するものとする。  
単価契約であるため、入札書には総価を記載し、積算内訳書を別途提出するこ  
と。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記  
載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未  
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とす  
るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者  
であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札  
書に記載すること。なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を  
記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条  
各号のいずれかに該当するときは、免除する。  
ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲  
内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。  
なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、  
入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りでない。  
エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認におい  
て虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当す

<p>る入札は、無効とする。</p> <p><b>オ 入札又は開札の中止</b></p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。</p> <p><b>カ 落札の無効</b></p> <p>落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。</p> <p>また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報どおりの開札結果となつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。</p> <p>なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。</p> <p>(6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。</p> <p>また、落札者が、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない約を解除する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p>
---

令和四年七月八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社